

徳島県公安委員会規則第15号

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月6日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和2年徳島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の部に次のように加える。

第8条の5第1項	制限外牽引許可の申請
----------	------------

別表徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の部の次に次のように加える。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第8条第1項	申請書記載事項の変更の届出
------------------------------------	--------	---------------

別表警備業法（昭和47年法律第117号）の部第10条第1項の款の前に次のように加える。

第9条	営業所の届出等
-----	---------

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。